

早期審査・早期審理（特許出願）について

特許第1委員会
第1小委員会*

抄録 本誌2005年9月号において紹介された賢い権利取得のための制度のうち、とりわけ早期審査・審理制度はユーザーの接する機会が高い制度の一つである（「知財管理」Vol.55, No.10, pp.1463～1471」（2005）参照）。本稿は、そうしたユーザーの便宜を図る観点から、早期審査・審理制度の実務要点を紹介する。

Q 1 早期審査制度とはどんな制度ですか。

A 1 早期審査制度は、申出のあった案件のうち所定の要件を満たすとして選定された案件について、通常よりも早期に審査を開始し、遅滞なく処分するように審査手続を進めるものです。

拒絶査定不服審判においても同様の早期審理制度があります。

なお、現行の「早期審査・審理ガイドライン」（以下、本稿において「ガイドライン」といいます。）は、平成16年7月1日から運用されています。

Q 2 早期審査では、どれくらいの期間で審査が開始されるのでしょうか。

A 2 特許庁から公開されている近年の実績では、早期審査の申出から審査官による審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間は、2.7ヶ月（2002年）、2.5ヶ月（2003年）、2.6ヶ月（2004年）となっています（「特許行政年次報告書2005年版」（2005）特許庁HP：資料室参照）。

ちなみに、一般的な審査期間については、審

査請求から審査官による審査結果の最初の通知が出願人へ発送されるまでの期間は、24ヶ月（2002年）、25ヶ月（2003年）、26ヶ月（2004年）となっています（同報告書参照）。

このように、速やかに審査着手がなされ、一般的な審査期間と比較して、10倍程度早く審査が開始されています。

Q 3 早期審査の対象となる出願は、どんな出願ですか。

A 3 審査請求がなされ、かつ以下①～④のいずれか一つに該当する特許出願が対象となります。なお、審査請求と同時に申出をすることもできます。

① 実施関連出願

出願人自身又は出願人から実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願です（後述する「早期審査に関する事情説明書」の提出日から2年以内に実施する場合も含まれます）。

ちなみに、医薬分野においては、治験届を提出しているものは実施関連出願として扱われます。

* 2005年度 The First Subcommittee, The First Patent Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

すが、治験届を2年以内に提出する予定のものは実施関連出願として扱われません（「早期審査・審理ガイドライン改訂のポイント」（2004）特許庁HP：特許庁の取り組み参照）。

② 外国関連出願

出願人が、その発明を外国へも出願（国際出願等を含む）している特許出願です。

③ 大学等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の大学、公的研究機関、技術移転機関（TLO）等である特許出願です。

④ 中小企業等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の中小企業又は個人である特許出願です。

Q 4 早期審査の申出は、どのように行うのですか。

A 4 申出は、出願人が、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより行います。なお、特許庁への手数料は不要です。

Q 5 「早期審査に関する事情説明書」には、何を記載するのですか。

A 5 出願番号、提出者等の書誌的事項とともに、早期審査に関する事情説明を記載します。とりわけ上記事情説明は重要で、(1) 事情と (2) 先行技術の開示及び対比説明とを記載します。

なお、「早期審査に関する事情説明書」は、閲覧の対象となるので、留意することが必要です（Q12参照）。

Q 6 A 5の(1)事情は、どのように記載すればいいですか。

A 6 A 3の①～④の出願ごとに記載する内容が異なります。

① 実施関連出願

実施関連出願である旨を記載します。例えば、「請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇〇を平成〇〇年〇月より生産開始する予定の実施関連出願である。」のように記載します（ガイドライン参照）。

なお、実施状況などの詳細な説明を省略して記載することができます。発明の実施に関する適用箇所、実施開始時期、実施形式についての記載は必須ではありません（「早期審査・早期審理（特許出願）についてのQ & A」（2004）特許庁HP：特許庁の取り組み参照）。

② 外国関連出願

外国へ出願したことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて記載します。出願書類の謄本などの提出は省略することができます。

上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び日付けを記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

③ 大学等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の大学、公的研究機関、TLO等である旨を記載します。

④ 中小企業等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の中小企業又は個人である旨を記載します。

Q 7 A 5の(2)先行技術の開示及び対比説明は、どのように記載すればいいですか。

A 7 A 3の①～④の出願のいずれであっても記載する内容は同じですが、開示する先行技術により多少相違します。

i) 外国特許庁等における先行技術調査結果が得られている場合

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

外国特許庁等の調査結果として引用された文献を記載できます。

対比説明は、特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを対比して記載します。

なお、日本語で国際調査見解書または国際予備審査報告が得られている場合には、事情説明書に添付することにより記載を省略することができます。

ii) 明細書において先行技術・関連技術の調査結果が開示されている場合

調査結果および対比説明が、文献名・公報番号などを挙げて十分にされている場合は、明細書中の該当箇所を明記すれば足ります。

なお、調査結果が十分であるが、対比説明が不十分な場合は、明細書中の該当箇所を明記するとともに、対比説明について十分に記載する必要があります。

iii) 上記 i), ii) 以外の場合

先行技術調査結果を記載するとともに、対比説明を記載します。あわせて、特許電子図書館などの検索手段や検索キーワードといった、先行技術調査範囲を記載します。先行技術が発見されなかった場合には、発明に最も関連する技術を記載します。

Q 8 手続補正書を提出しなくても、補正案に基づいて早期審査の申出をすることはできますか。

A 8 できます。事情説明書に補正案を提示し、これに基づいて先行技術の開示および対比説明をすることができます。

Q 9 選定は、どのように行われるのですか。

A 9 早期審査の対象とするかについて、審査長により判断されます。選定における主な観点は、次のとおりです。

- ・ A 3 の要件を満たしているか。

- ・ 先行技術の開示が的確であるか。

Q 10 選定の結果は通知されますか。

A 10 早期審査の対象としないと判断された場合にのみ、理由が付されて葉書により出願人（代理人）に通知されます。早期審査の対象となった場合には特に通知されません。

なお、対象とならなかった場合でも、再度申出ができます。

Q 11 早期審査された事実を第三者が知る方法はありますか。

A 11 あります。次を参照することにより早期審査された事実を知ることができます。

- ・ 特許電子図書館における経過情報
- ・ 特許掲載公報のフロント頁
- ・ 包袋

（「早期審査・早期審理（特許出願）についての Q & A」（2004）特許庁 HP：特許庁の取り組み参照）

Q 12 「早期審査に関する事情説明書」は、閲覧することはできますか。

A 12 できます。選定結果によらず、出願書類等と同様に閲覧の対象となります。

Q 13 早期審査の案件数や特定の会社の早期審査件数といった情報を知る方法はありますか。

A 13 あります。かかる情報を検索できる商用データベースが存在します。

Q 14 早期審理制度とはどんな制度ですか。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 14 早期審査制度と同様、申出のあった案件のうち選定された案件について、通常よりも早期に審理を開始し、遅滞なく処分するように審理手続を進めるものです。

対象となる審判事件は、拒絶査定不服審判事件のみです。既に早期審査の対象となっている場合でも、新たに申出手続が必要です。

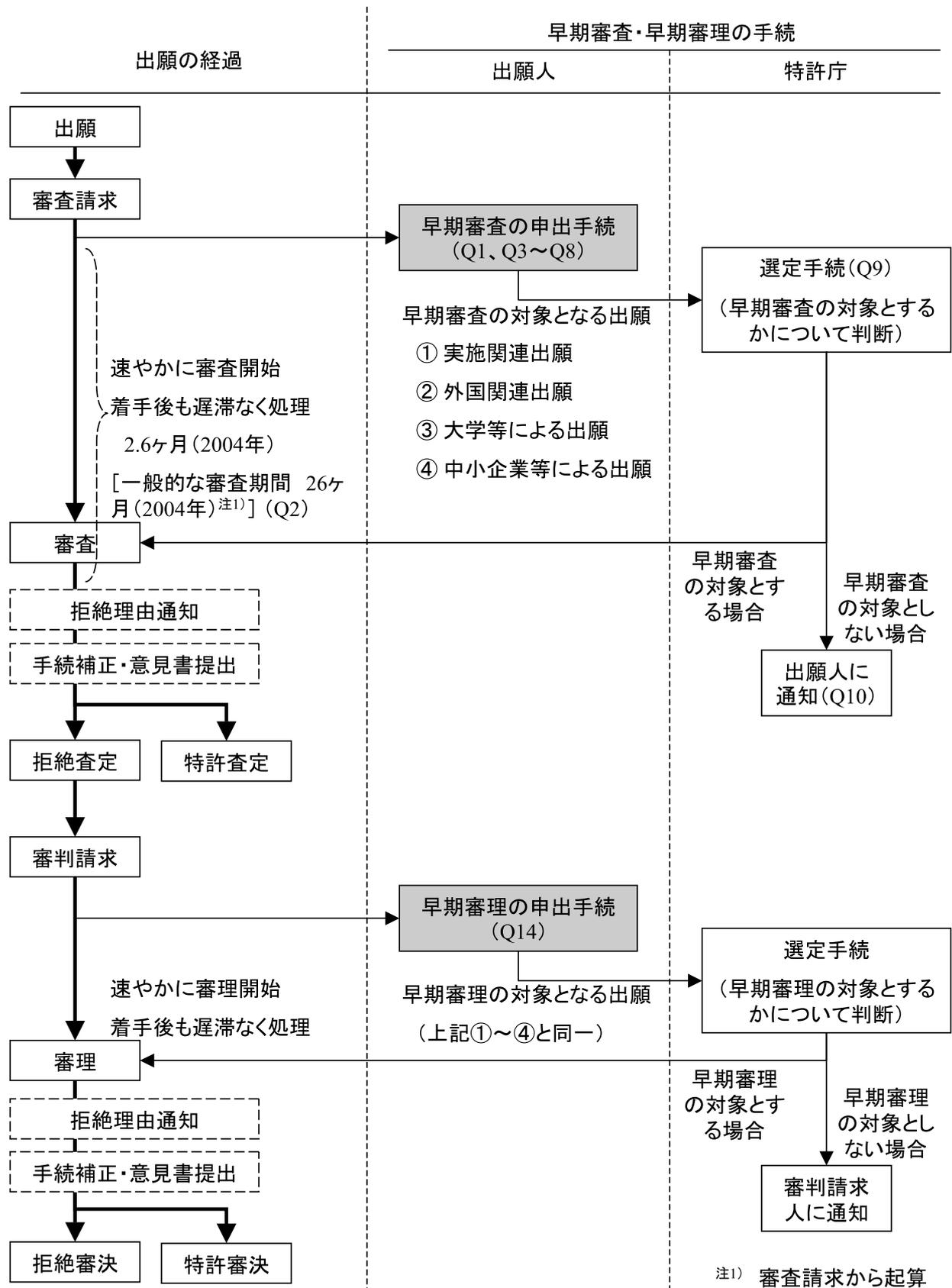
手続は、早期審査と概ね同様ですが、早期審理の事情説明書への「先行技術の開示及び対比説明」の記載は不要です。また、既に早期審査

の対象となっている場合には、「早期審理に関する事情説明」の欄には、「早期審査に関する事情説明書の記載と同じ。」と記入すれば足りません。

以下の図は、早期審査・審理制度における出願人・特許庁の手続の流れを、出願の経過とともに時系列的に表したものです。図中の各Qの番号は、各Q&Aに対応しています。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



(原稿受領日 2006年2月28日)